

同時発表：経済産業省

令和5年9月1日
港湾局海洋・環境課

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告・縦覧を開始します

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局は、有望な区域として整理していた「山形県遊佐町沖」及び「青森県沖日本海(南側)」について、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告・縦覧を開始します。

1. 経緯

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)においては、国が促進区域の指定をしようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該指定の案を、2週間縦覧に供することとなっています。

「山形県遊佐町沖」については令和3年9月13日付けで、「青森県沖日本海(南側)」については令和2年7月3日付けで、国が協議会の組織等に着手する有望な区域として整理をしたところであり、それぞれ本年3月29日及び7月28日の各協議会において、当該区域を促進区域に指定することについて異存はないとの意見がとりまとめられました。

その後、有識者による第三者委員会における促進区域の指定基準に適合することについて異論ない旨の意見を踏まえ、再エネ海域利用法が定める促進区域の基準に適合することが確認されたことから、促進区域の指定の案の公告・縦覧を行います。

2. 概要

<縦覧資料の掲載箇所>

- ・ 資源エネルギー庁 HP

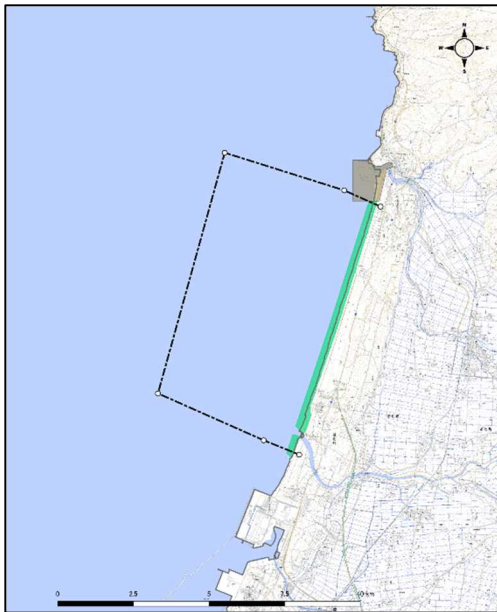
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html#pub

- ・ 国土交通省 HP

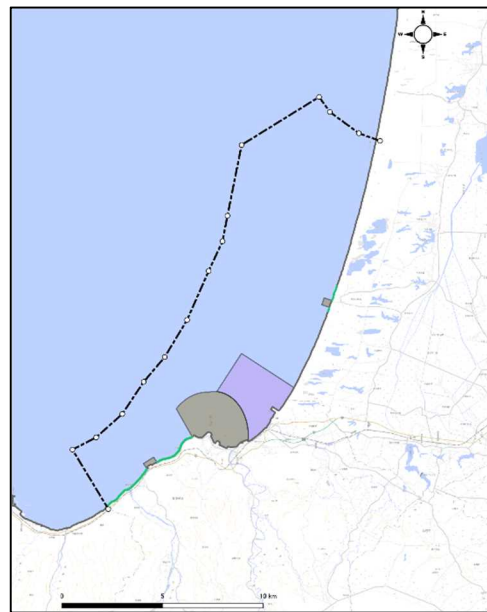
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000044.html

<促進区域の指定の案の図面>

山形県遊佐町沖



青森県沖日本海(南側)



<縦覧期間>

令和5年9月1日(金)から9月15日(金)まで

なお、以下の場所・時間においては、書面の閲覧も可能です。

<縦覧場所及び時間>

- ・ 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
 - ・ 国土交通省港湾局海洋・環境課
- 縦覧期間中の平日のうち10時00分から18時15分まで

(山形県遊佐町沖)

- ・ 山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課
- ・ 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室
- ・ 遊佐町地域生活課

縦覧期間中の平日のうち8時30分から17時15分まで

(青森県沖日本海(南側))

- ・ 青森県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課
- 縦覧期間中の平日のうち8時30分から17時15分まで
- ・ つがる市役所総務部地域創生課

縦覧期間中の平日のうち8時30分から17時00分まで

- ・ 鱒ヶ沢町政策推進課
- ・ 深浦町役場総合戦略課
- ・ 深浦町役場大戸瀬支所
- ・ 深浦町役場岩崎支所

縦覧期間中の平日のうち8時15分から17時00分まで

<参考>

- ・山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ
<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001624050.pdf>
- ・青森県沖日本海(南側)における協議会意見とりまとめ
<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001625466.pdf>

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 川俣、山本

電話:03-5253-8111(内線 46652、46684) 直通:03-5253-8684